

2016年度(平成28年度)任意継続被保険者に係る標準報酬月額(上限)及び保険料決定の件

標件について、2016年度(平成28年度)、退職時に任意継続を希望される被保険者の標準報酬月額(上限)を下記のとおり公告いたします。  
2016年2月18日開催の第142回健康保険組合会にて健康保険料率において4月徴収分より料率改定をすることが承認されましたので、併せて公告いたします。

記

1. 改訂内訳

項目	改訂後	改訂前
1. 等級	26等級	26等級
2. 標準報酬月額 (標準月額範囲)	380,000円 (370,000~394,999)	380,000円 (370,000~394,999)
3. 一般保険料(A) (内 調整保険料)	33,516円 (494円)	33,550円 (528円)
4. 介護保険料	4,940円	4,940円
合計 (A+B)	38,456円	38,490円
料率(一般+介護)	101.2/1000	101.29/1000
平均標準報酬月額	382,952円	382,727円

※料率 一般保険料率:88.2/1000、介護保険料率:13.0/1000

※平均標準報酬月額は前年9月30日時点の全加入員平均標準報酬額を適用  
(健康保険法 第47条の2にて規定)

2. 適用期間

2016年4月1日 ~ 2017年3月31日

3. 徴収保険料

- ①支払保険料上限は、38,456円となります。
- ②退職時の標準報酬月額が26等級未満の被保険者は、従来どおり退職時の標準報酬月額となります。
- ③保険料は、退職時の標準報酬月額が2年間適用されます。

以上